

定 款

日本サード・パーティ株式会社

令和2年6月30日 改訂

第1章 総 則

(商 号)

当社は、J T P株式会社と称し、英文ではJTP CO.,LTD.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子計算機並びにその周辺機器の据付工事、保守並びに修理。
2. 電子計算機並びにその周辺機器の開発、設計並びに製造。
3. 電子計算機並びにその周辺機器のソフトウェアの開発、設計、製作並びに保守。
4. 電子計算機並びにその周辺機器の操作の請負。
5. 電子計算機並びにその周辺機器の市場に関する各種調査業務。
6. 電子計算機並びにその周辺機器の販売。
7. 電子計算機並びにその周辺機器による計算処理業務の受託。
8. 医療機器の製造、製造販売、販売、貸与、修理。
9. 上記各号の事業に対する経営指導。
10. 電気工事業。
11. 電気通信工事業。
12. 出版業。
13. 第一種貨物利用運送事業。
14. 労働者派遣事業。
15. 古物の売買。
16. 倉庫業。
17. 毒劇物輸入、及び販売業務。
18. 有料職業紹介事業。
19. 上記各号に付帯又は関連する一切の業務。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告によりこれを行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、20,700,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等並びに手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要がある場合は取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載あるいは記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主あるいは代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役

(員数)

第18条 当社の取締役は13名以内とする。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以上とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解任)

第20条 取締役は株主総会の決議によって解任できる。

2 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。任期の満了前に退任した取締役（監査等委員であるものを除く。）の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期の満了する時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会の決議により選定する。

2 取締役会の決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

第5章 取締役会

(招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(招集)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 当社は、取締役会の決議の目的である事項について取締役が提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(議事録)

第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(責任免除)

第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、月額報酬の 2 年分の合計金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。

第6章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(招 集)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(決議方法)

第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第34条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第7章 会計監査人

(選任方法)

第36条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第8章 計 算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第40条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

- 2 当会社は、前項に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。
- 3 当会社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を行う。

(配当等の除斥期間)

第41条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- 2 未払いの配当金には利息をつけない。

附則 1

(監査役の責任免除に関する経過措置)

2020年6月開催の第33回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

附則 2

第1号(商号)の変更は2021年4月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は、第1条の変更の効力発生日をもってこれを削除する。